

山口県文書館web古文書 第5週（解答編）

江戸時代の旅 2

―旅する「にせ徳川男」を追え！―

○史料1～5は、萩藩の記録「公儀事控」（毛利家文庫）に収録されています。

延享元年（二七四四）、「徳川」を名乗る三〇才ぐらいの男（にせ徳川男）が諸国を巡回する出来事がありました。これに対し幕府が、その取締りを諸大名に指示したことに関する記事です。この記事には、幕府の通達が萩藩に伝えられた経緯が記録されています。

なお、幕府の歴史書『徳川実紀』延享元年三月七日条にも次の記事があります。

けふふれられしは。徳川某と名のり。年三十あまりにて。身の丈六尺ばかり。骨相よく。弁舌さやかに。膂力（りよりよく。腕力の意）もあるにや。重さ三十貫目ばかりなる笈のごときもの負て。其中に甲冑。兵具をかくし。鉄棒をつき。丹波の国桑田郡の辺を徘徊し。夫より国々に遍歴するのよしをいふと聞ゆ。よてさるもの来らば。其処にとどめをき。奉行所。代官。ならび領主へうたへ出べしとなり。

史料1

骨柄弁舌等勝レ候男、徳川

何某と申巡行二付御尋之事

一延享元甲子年四月九日、大御目付中左

御廻状を以御書付写一通、河野

豊前守殿方到来付而写留、上杉

民部大輔殿衆江及順達候

*骨柄…こつがら。体つきのよい、の意味。

*大御目付中…幕府の役職である大目付。幕府の法令を諸大名に通達する業務を担当した。

*河野豊前守…通喬。大目付。

*上杉民部大輔…米沢藩主上杉宗房。

概要

記事全体の見出しにあたる部分と、史料2が幕府大目付から廻状形式で通達されたことを記した部分。

大意

体つきが良く、弁舌すぐれた者（しゃべりの上手な者）が、徳川なにがしと名乗り歩き回っていることについて（幕府から）探索の指示があったこと

一延享元年（二七四四）四月九日、大目付廻状形式で通達のあった御書付の写一通が、幕府大目付の河野豊前守様より（萩藩の留守居役 萩藩の江戸藩邸に宛て）到来したのでそれを書き写し、（次の回覧先である）上杉民部大輔様の留守居役へ順達した。

史料2

松平左近将監殿御渡候
御書付写巻通相廻
候間、被得其旨、無遅滞
順達、留り方河野豊前守
方江可被相返候、以上
四月九日 大目付

*松平左近将監殿…幕府老中松平乗邑。
*留り方…この廻状が回る最後の大名家
から、の意味。

(広島藩主浅野吉辰)
松平安芸守殿
(天和郡山藩主柳沢吉里)
松平甲斐守殿
(福岡藩主黒田継高)
松平筑前守殿
(秋藩主毛利宗広)
松平大膳大夫殿
(米沢藩主上杉宗房)
上杉民部大輔殿
(船越藩主松平明延)
松平大和守殿
(佐賀藩主鍋島宗茂)
松平丹後守殿
(伊予松山藩主松平定喬)
松平隠岐守殿
(長岡藩主牧野忠周)
牧野民部少輔殿
(肥前小城藩主鍋島直英)
鍋嶋加賀守殿
(摂津三田藩九鬼隆色)
九鬼仙次郎殿
(米沢新田藩上杉勝周)
上杉駿河守殿

右留守居

●概要

延享元年四月九日、幕府老中松平乗邑から出された御書付（通達）の写を、大目付から各大名の留守居役へ廻状形式で伝達した際の添付文書。この時萩藩主は、広島藩主ら一二名の回覧グループに属していた。

●大意

幕府老中松平乗邑様から出された御書付（通達）の写一通を回覧するので、（御書付の）趣旨を了解の上、滞りなく次へと順達し、回覧最後の大名家から大目付河野豊前守へ御書付の写しを戻しなさい。

史料3

大目付江

当三月中、年頃三十余二
相見、丈ケ六尺程有之、
骨柄弁舌等勝レ候男、重サ
三拾貫目位之笈之様成
箱を背負、右箱之内二者
刀・脇差・具足等兵具を入、
胴金を打候棒を突、丹波国
桑田郡辺を致徘徊、
徳川何某と申者二而、諸国
巡行致し候段申候由二候、
右躰之者罷通候ハ、其所二
留置、御料者御代官、
私領は領主・地頭江申出、
それより江戸・京・大坂
向寄之奉行所江可申達候、
尤見及聞及候ハ、其段
可申出候、若隠し置
後日に脇より相知候ハ、
可為曲事候
右之通、可被相触候

*御料…幕府領。
*私領…大名領・旗本領。
*領主…大名。
*地頭…ここでは旗本の意味。

●概要
老中から大目付へ渡された御書付の写し。「にせ徳川男」への対応を指示する内容。「にせ徳川男」の資格好について具体的に記されている。

●大意
この三月、年齢は三〇才ほどに見え、背丈は六尺二八〇四くらい、体つきがよく、弁舌にすぐれた男が、重さ三〇貫目くらいの笈(おい)のような箱を背負い、箱の中に刀・脇差・具足などの兵具を入れ、胴金(どうがね)を施した鉄棒を突き、丹波国桑田郡(現京都府)あたりに徘徊し、「徳川ながし」と名乗り、諸国を巡行しているという。そのような者が通行したら留め置き、幕府領であれば代官、大名・旗本領であれば大名・旗本に申し出、それから江戸・京・大坂の幕府奉行所に注進するように。もし隠し置くことがあれば後日処罰する。

右のとおり周知しなさい。

史料4

四月〇

一右之通付而、御廻状之趣写申付、同年四月十二日の飛脚便を以御国中并御末家方・岩国江も如例可有沙汰候由、山内縫殿当職方江榎本遠江方申遣候事
一同年五月廿三日之書状を以、江戸御留守居熊谷帯刀并公儀人中方申来候は、先達而被相達候国々致巡行候年頃
三十余ニ相見候男、於京都被召捕候儀付而之御書付写一通、松平左近将監様被成御渡候由二而、去ル十一日大御目付稻生下野守殿方別紙之通御廻状到来付而写留、松平丹波守様衆江致順達候由申来、及御聞、山内縫殿当職方江も令沙汰候事

●概要

最初の一つ書は、史料3の御書付が四月十二日の飛脚便で国許(萩)に伝達された経緯を記した部分。二番目の一つ書は、その後の経緯を記した部分。五月十一日、「にせ徳川男」が京都で捕らえられたことにつき幕府からふたたび御書付が出され、同月二十三日の書状で国許にそれが伝えられている。

なお、四月二十二日、萩藩主毛利宗広は江戸を発って帰国の途につき、それに伴い、それまで江戸藩邸にいた重職、当役の榎本遠江も藩主に随行し国許に帰っている(五月二十一日着)。

●大意

一右のように廻状が廻ってきたので内容を写し取り、四月十二日の飛脚便で、江戸にいた重職、当役榎本遠江が、国許(萩)の重職、当職山内縫殿へ宛て御書付の写を送り、萩藩領内および支藩(長府・徳山・清未藩)・岩国領へ内容を知照するよう指示した。
一五月二十三日、江戸藩邸の江戸留守居役熊谷帯刀と公儀人(萩藩の幕府担当役人)から国許(に帰っていた当役榎本宛て)に書状が送られた。内容は、先日、幕府から通達があった「にせ徳川男」が京都で捕らえられたことにつき、老中松平乗邑様からふたたび御書付が出され、五月十一日、大目付稻生下野守様から廻状で通達されたので、内容を写し取り、次の松平丹波守様の藩邸へ廻状を廻した、という報告であった。その内容を殿様のお耳に入れ、(さらに当役榎本から)当職山内縫殿へも(御書付の内容を藩内・支藩等へ通知するよう)指示した。

史料5

先頃相達候国々致巡行候
年比三十余ニ相見候男
罷通候ハ、可申出旨相触
候得共、於京都召捕候間、
最早不及其儀候、惣而
重而も右躰之紛敷者
有之候ハ、其所ニ留置、
御料者御代官、私領者
領主・地頭江申出之、夫より
江戸・京・大坂向寄之
奉行所江可申達旨可
被相触候
子五月

●概要

「にせ徳川男」が京都で捕えられたことを伝える老中の御書付の写し。今後、同様の者が現れた場合の処置に関しても指示している。

●大意

さきごろ、諸国を巡行しているという三〇才ぐらいの男（にせ徳川男）が通行したら申し出るようにと通達したが、京都でその男が捕らえられたので、もうその必要はない。ふたたびそのようなまぎらわしい者が現れたら、各領内で留め置き、幕府領であれば代官に、大名・旗本領であれば大名・旗本に申し出、さらに江戸・京・大坂など最寄りの幕府奉行所へ注進するように、と領内に通知しなさい。